

計画作成年度	平成 28年度
計 画 主 体	岩手県西磐井郡平泉町

平泉町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林振興課

所 在 地 平泉町平泉字志羅山45番地 2

電 話 番 号 0191-46-5564

F A X 番 号 0191-46-3080

メールアドレス norin@town.hiraizumi.iwate.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、スズメ、ヒヨドリ、タヌキ、ハクビシン、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ
計画期間	平成28年度～平成30年度
対象地域	平泉町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成 25～27 年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス スズメ ヒヨドリ	水稲 果樹（りんご等）	被害面積 350ha 被害金額 600,000円
タヌキ ハクビシン	野菜（スイートコーン等） 果樹（りんご等） その他（ニワトリ、ハト、家屋 設備等）	被害面積 1ha 被害金額 893,000円
ニホンジカ カモシカ	水稲 飼料作物（牧草等） 果樹（りんご等） その他（家屋設備等）	被害面積 1.3ha 被害金額 1,439,100円
イノシシ	水稲	被害面積 0.58a 被害金額 642,060円
ツキノワグマ	野菜（スイートコーン等） 飼料作物（牧草等） 果樹（りんご等） その他（家屋設備等）	被害面積 0.5ha 被害金額 319,000円

(2) 被害の傾向

○カラス、スズメ、ヒヨドリ

町内全域で被害が発生し、特に田植え直後の水稻の食害、収穫前の野菜（スイートコーン等）及び果樹（りんご等）の食害が発生している。

○タヌキ、ハクビシン

町内全域で野菜や果樹への被害が発生している。ハクビシンによる被害が大多数で、野菜の食害が特に多い。野菜の食害だけでなく、果樹（りんご等）、豆類（大豆等）の食害も発生している。さらにはハクビシンが人家等に棲みつき家屋内の物を破損させたり、畜舎付近に棲みつき、定期的に畜舎施設を破損させるなどの被害報告がされている。

○ニホンジカ、カモシカ

平泉地域、長島地域の両地域でニホンジカが目撃情報があり、平成27年度には、ニホンジカ、カモシカによる水稻の幼苗及び収穫期の稲穂の食害が相次いでいる。また、生息頭数も年々増加していると見られ、今後さらに被害報告があげられることが予想される。特に、天然記念物であるカモシカの被害が多く、有害捕獲できない現状から、町民より多数の苦情や相談が相次いでいる。

○イノシシ

平泉町内では平成24年に初めて目撃され、水稻の田植え後の掘り起こし、収穫期の踏み荒らし被害が発生したが、平成27年度には、平泉地域で度々目撃情報と被害情報が寄せられており、今後ますますの被害が予想される。

○ツキノワグマ

平成25年度から平成27年度にかけて、平泉地域において、民家、宿泊施設、牧場などで目撃情報と、物置やゴミ捨て場、牧場施設の物品破損被害が寄せられた。いずれも発生現場が住宅付近や牧場施設内など、人と距離が非常に近い場合が多く、人身被害の可能性も予想される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成27年度）	目標値（平成30年度）
カラス スズメ ヒヨドリ	被害面積 350ha	被害面積 280ha
	被害金額 600,000円	被害金額 480,000円
タヌキ ハクビシン	被害面積 1ha	被害面積 0.8ha
	被害金額 893,000円	被害金額 714,400円
ニホンジカ カモシカ	被害面積 1.3ha	被害面積 1.04ha
	被害金額 1439,100円	被害金額 1,151,280円

イノシシ	被害面積	0.58ha	被害面積	0.464ha
	被害金額	642,000円	被害金額	513,600円
ツキノワグマ	被害面積	0.5ha	被害面積	0.4ha
	被害金額	319,000円	被害金額	255,200円

※ 各対象鳥獣とも現状値より20%減を目標値とした。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○ハクビシンなどの小型鳥獣の被害に対しては、西磐猟友会に有害鳥獣の捕獲を依頼し、銃器及びわなによる捕獲を行っている。また、有害鳥獣の捕獲等の件数に応じて報償費を支払っている。</p> <p>○ニホンジカなどの大型鳥獣に対しては、平泉町鳥獣被害対策実施隊による銃器によるパトロール捕獲やわなによる捕獲を行っている。また、その活動実績に応じて報酬を支払っている。</p>	<p>○鳥類に関しては、毎年、定期的に銃器やわなによる有害捕獲を実施しているが農作物被害の大幅な軽減には至っていない。</p> <p>○ハクビシンは、有害捕獲を実施しているものの、個体数が増加しているため、被害を軽減するまでに至っていない。</p> <p>○ニホンジカ、カモシカ、イノシシは、被害件数が増加しているのに対し、実施隊員が兼業である場合が多く、巻狩りなどの集団での捕獲活動行えないため、わなによる捕獲が主だが、捕獲率が低く、大幅な被害軽減には至っていない。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>○岩手県鳥獣被害防止総合支援事業による電気柵導入や、農家個人での電気柵導入などの防除対策をとっている。また、花火などの音による防除も行っている。</p>	<p>○電気柵については、効果はあるものの被害現場が中山間に多く、全体的に電気柵の設置には不利な地形であり、フェンシングワイヤーなどの恒久的なものによる対策が求められるが、農家の高齢化もあり、負担が大きい。</p> <p>○電気柵の正しい知識不足などにより、鳥獣が電気柵に慣れてしまう場合があり、農家への電気柵に対する指導が求められる。</p>

(5) 今後の取組方針

- 鳥類については、被害が集中する春、秋を中心に銃器及びわなによる捕獲を継続して実施する。
- 獣類については、銃器やわなによる捕獲を継続実施し、被害多発地域においては電気柵等の防護柵設置の推進と農家の電気柵の知識向上を図り、効率的な農作物被害防止に努める。
- 狩猟活動従事者の高齢化が進んでいることから、新規狩猟免許取得者を育成・確保するとともに、貸出しわなを増やし捕獲体制の充実を図る。
- 住民に対し、自ら農作物を守る意識を持ち、地域ぐるみで鳥獣被害対策を講じられるよう、啓発活動を行う。
- 近隣市町村と情報交換を密にしながら活動を実施していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

西磐猟友会長の推薦を受けた者を捕獲実施者として依頼し、銃器及びわなによる捕獲を実施する。

平成25年には、鳥獣被害対策実施隊を設置し、上記捕獲実施者のうち捕獲活動に積極的に取り組むことが見込まれる者として、西磐猟友会長から推薦を受け、町長が適任と判断した者を、町の鳥獣被害対策実施隊に任命した。主にニホンジカなどの大型鳥獣の被害に対して銃器及びわなの設置による捕獲を実施する。

ハクビシンについては、岩手県の鳥獣保護管理事業計画及び平泉町有害鳥獣捕獲等取扱要領に基づき捕獲が許可された者（わな免許を取得していない者を含む）に対して、箱わなの貸出を行い捕獲を推進する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
28～30	カラス、スズメ、ヒヨドリ、 タヌキ、ハクビシン、ニホンジカ、 イノシシ、ツキノワグマ	・箱わな、くくりわなの貸出 ・新規狩猟免許取得者の育成・確保に向けた講習会や広報活動の展開 ・箱わな用センサー等の活用

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
岩手県の鳥獣保護管理事業計画を踏まえ、近年の有害捕獲申請実績に基づいて設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
カラス	700 羽	700 羽	700 羽
スズメ	150 羽	150 羽	150 羽
ヒヨドリ	70 羽	70 羽	70 羽
タヌキ	50 匹	50 匹	50 匹
ハクビシン	200 匹	200 匹	200 匹
ニホンジカ	150 頭	150 頭	150 頭
イノシシ	20 頭	20 頭	20 頭

捕獲等の取組内容
<p>○カラス、スズメ、ヒヨドリについては、住宅密集地を除く地域において、春、秋を中心に銃器及びわなによる捕獲を実施する。</p> <p>○ニホンジカについては、銃器およびわなにより積極的に捕獲する。</p> <p>○タヌキ、ハクビシンについては、町内全域の被害箇所において、銃器及び箱わなを用い通年で捕獲する。</p> <p>○ツキノワグマ、イノシシについては被害箇所の状況により銃器及び箱わなにより捕獲する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>○平泉町においては、侵入防止柵の設置や罠を利用した有害捕獲を実施しているが、ニホンジカ及びイノシシによる農作物被害は、春季及び秋季に多く発生し、拡大傾向にある。当地域の農作物被害は、特に中山間地帯で多く発生し、野生鳥獣も多く生息しており、散弾銃のみの有害捕獲では、至近距離からの発砲が必要となり、対象獣に気づかれ有害捕獲が進まない状況にある。射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能となり精度も上がり、捕獲率を向上させるための有効な手段となることから、ライフル銃を実施隊員に所持させる。また、半矢を防止することができる。</p>

<参考> 平泉町鳥獣被害対策実施隊 10名

うちライフル銃所持人数 3名

○取組内容

- ・ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲

捕獲手段：ライフル銃による捕獲

捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による

- ・ツキノワグマの有害捕獲

捕獲手段：罠及びライフル銃による捕獲

捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ	電気柵等 1500m	電気柵等 1500m	電気柵等 1500m

(2) その他被害防止に関する取組

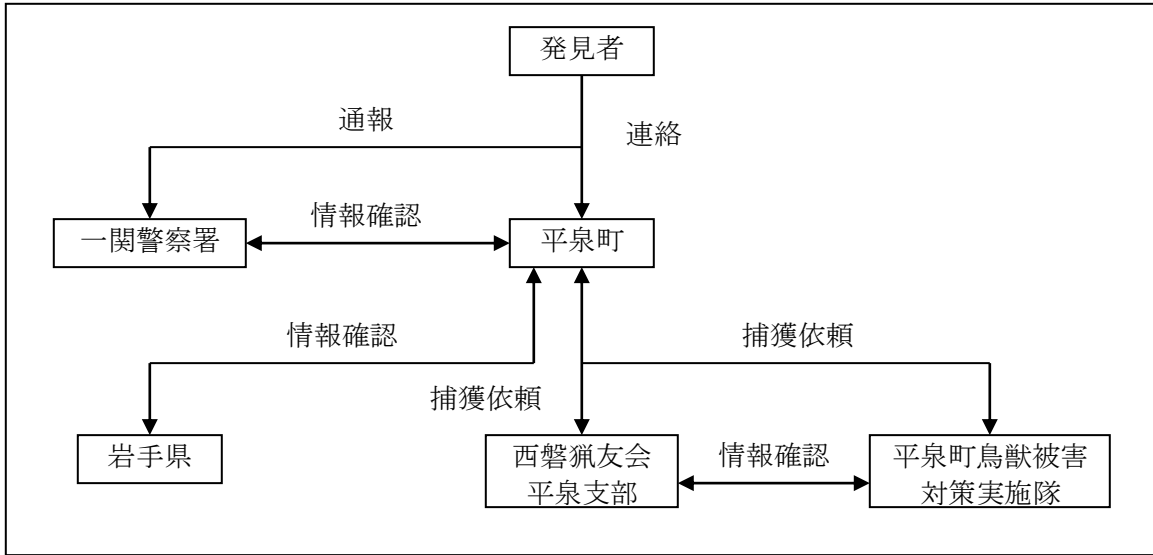
年 度	対象鳥獣	取組内容
28～30	カラス、スズメ、ヒヨドリ、ハクビシン、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、タヌキ、ツキノワグマ	・侵入防止柵の適切な管理の指導 ・被害防止対策協議会の開催 ・被害防止に関する知識の普及啓発活動の実施

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
一関保健福祉環境センター	有害鳥獣捕獲等許可
平泉町	有害鳥獣捕獲等許可
一関警察署	関係機関との連絡調整、注意喚起
西磐猟友会	対象鳥獣の捕獲
平泉町鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称	平泉町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
平泉町	協議会事務局、協議会に関する連絡・調整
平泉町農業委員会	鳥獣被害防止対策の意見提言
西磐猟友会	有害鳥獣捕獲活動の実施及び意見提言
岩手南農業協同組合	農作物の被害状況等の把握、情報収集及び意見提言
磐井農業共済組合	農作物の被害状況等の把握、情報収集及び意見提言
一関地方森林組合	林産物の被害状況等の把握、情報収集及び意見提言
一関農林振興センター	有害鳥獣対策等における指導、助言
一関保健福祉環境センター	有害鳥獣捕獲等における指導、助言
一関農業改良普及センター	有害鳥獣防除の技術的指導
鳥獣保護管理員	野生動物保護管理視点における意見提言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
一関警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年度に、鳥獣被害防止特措法に基づき設置した「平泉町鳥獣被害対策実施隊」の隊員の任期を更新して捕獲活動を継続する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

岩手県の鳥獣保護管理事業計画、岩手県ツキノワグマ捕獲等許可事務処理要領及び平泉町ツキノワグマ捕獲等許可事務取扱要領に基づいて、適正に処理する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

今後新たな対象鳥獣の出現や大量発生等により計画が現況に適さないと判断される場合は、関係機関と協議しながら計画を見直し、効果的な被害防止に努める。

